

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い

(昭和39.2.12実施)

1 第2条(指定替え基準)第1項関係

(1) 株主数及び流通株式数

- a 株券上場審査基準の取扱い2(1)aの(a)(明らかに固定的所有でない認められる株式の取扱い)の規定は、第2号の場合に準用する。
- b 第1号に規定する「1年以内に2,000人以上とならないとき」又は第2号に規定する「1年以内に1万単位以上とならないとき」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この(1)において「猶予期間」という。)内において2,000人以上とならないとき又は1万単位以上とならないときをいうものとする。
 - bの2 猶予期間内に株主基準日を事業年度の末日と異なる日に変更した上場会社及び事業年度の末日と異なる日が株主基準日である上場会社についての前bの規定の適用については、猶予期間の最終日の属する事業年度に係る株主基準日における株主数及び流通株式数を猶予期間の最終日における株主数及び流通株式数とみなすものとする。
- c 第1号に規定する株主数及び第2号に規定する流通株式数は、上場会社から提出される有価証券報告書又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い10(7)aの規定により上場会社から提出される「株式の分布状況表」等に記載された株式の分布状況によるものとする。
 - cの2 上場会社が株式分割、株式無償割当て(上場株券に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。)、株式併合又は単元株式数の変更を行った場合において、当取引所が適当と認めるときは、当該株式分割、株式無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更による影響を考慮して、第1号に規定する株主数及び第2号に規定する流通株式数を算定する。
- d 株券上場審査基準の取扱い2(1)aの(b)(株主数及び流通株式数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が自己株式処分等決議を行った場合に準用する。
- e 株券上場審査基準の取扱い2(1)aの(d)(株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が基準日等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)jに規定する基準日等をいう。以下同じ。)の後3か月以内に、株主等について当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第1号に規定する株主数の算定について準用する。
- f 第1号に規定する「株主数」を算定するに当たっては、信託業務を営む銀行の名義の株式のうち委託者指図型投資信託又は特定金銭信託に組み入れられている株式がある場合において、上場会社が基準日等の後3か月以内に、当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託者等について当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときには、当該委託者を当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託に係る株式を所有する株主として取り扱うことができるものとする。
- g 第2号に規定する流通株式数が1万単位未満である銘柄が、猶予期間内(猶予期間内に株主基準日を事業年度の末日と異なる日に変更した銘柄にあっては、審査対象事業年度の末日の翌日から猶予期間の最終日の属する事業年度に係る株主基準日までの期間内をいい、事業年度の末日と異なる日が株主基準

日である銘柄にあっては、審査対象事業年度に係る株主基準日の翌日から猶予期間の最終日の属する事業年度に係る株主基準日までの期間内をいう。次のhにおいて同じ。)において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、1万単位以上となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。

- (a) 基準日等現在における流通株式数が1万単位以上となったと認められるとき。
- (b) 株券の公募若しくは売出しを行った場合又は数量制限付分売を行った場合であって、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売の最近の基準日等における流通株式数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株式数(当該株式のうち明らかに流通株式とはならないと認められる株式数を除く。)を加算した数が1万単位以上となったとき。

h 第1号に規定する株主数が2,000人未満である銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、2,000人以上となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。

- (a) 基準日等現在における株主数が2,000人以上となったと認められるとき。
- (b) 株式の公募等を行った場合又は数量制限付分売を行った場合であって、当該株式の公募等又は数量制限付分売の最近の基準日等における株主数に、当該株券の公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株主数(数量制限付分売については、当取引所が認めた人数。)を加算した人数が2,000人以上となったとき。

i 第1号に規定する株主数が2,000人未満である銘柄が、猶予期間の最終日の翌日から起算して3か月を経過する日までに、株式分割(同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。)又は株式無償割当て(上場株券に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるもの限り、同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に当該株式無償割当てが行われたと認められるものに限る。)を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議(監査等委員会設置会社にあつては、取締役会の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。以下このiにおいて同じ。)をした場合であつて、当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときは、最近の基準日等の株主数に当該基準日等における1単位未満の株式のみを所有する株主のうち当該株式分割又は株式無償割当てにより1単位以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数が、2,000人以上となる場合には、決議の時(審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。)に当該銘柄の株主数が2,000人以上となったものとして取り扱うものとする。

j 第1号に規定する株主数が2,000人未満である銘柄が、猶予期間の最終日の翌日から起算して3か月を経過する日までに、単元株式数の少ない数への変更を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議(監査等委員会設置会社にあつては、取締役会の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含み、当該変更を行う旨を株主総会に付議する場合には当該株主総会の決議をいう。以下このjにおいて同じ。)をした場合であつて、当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときは、最近の基準日等の株主数に当該基準日等における1単位未満の株式のみを所有する株主のうち当該株式分割又は株式無償割当てにより1単位以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数が、2,000人以上となる場合には、決議の時(審査対象事業年度の末日

以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。)に当該銘柄の株主数が2,000人以上となったものとして取り扱うものとする。

k 上場会社が猶予期間の最終日(猶予期間内に株主基準日を事業年度の末日と異なる日に変更した上場会社及び事業年度の末日と異なる日が株主基準日である上場会社にあつては、猶予期間の最終日の属する事業年度に係る株主基準日)の翌日から当該猶予期間経過後3か月を経過する日までの間に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合であつて、上場会社が当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したときは、第1号に規定する株主数及び第2号に規定する流通株式数は、次の(a)及び(b)に定めるところにより取り扱うものとする。

(a) 株主数については、上場会社が当取引所に提出した「株式の分布状況表」に記載された株主数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株主数(数量制限付分売については、当取引所が認めた人数)を加算した株主数を猶予期間の最終日における株主数とみなすものとする。

(b) 流通株式数については、上場会社が当取引所に提出した「株式の分布状況表」に記載された流通株式数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株式数(当該株式のうち明らかに流通株式とはならないと認められる株式数を除く。)を加算した数を猶予期間の最終日における流通株式数とみなすものとする。

(2) 売買高

a 第3号の規定は、市場第一部銘柄の指定後1年未満の銘柄については適用しない。

(注)「指定後1年」の計算に当たり、市場第一部銘柄の指定の日が休業日のため月の初日にならなかった場合には、当該月の初日に指定されたものとみなして計算する。

b 第3号に規定する売買高の審査については、当分の間、12月末日に行うものとする。

c 第3号に規定する「最近1年間の月平均売買高」とは、前bによる審査の時からさかのぼって1年間における当該銘柄(当該銘柄に係る新たに発行された株券を含む。次のdにおいて同じ。)の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

d 上場会社が国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合には、前cに規定する市場内売買の売買高に代えて、当該銘柄の国内の他の金融商品取引所における売買高に基づき、第3号に規定する売買高を算定することができるものとする。

e bに規定する日からさかのぼって1年以内に1単位当たりの株式の数を変更されている場合には、当該変更前については当該変更前の1単位当たりの株式の数、当該変更後については当該変更後の1単位当たりの株式の数に基づき、第3号に規定する売買高を算定するものとする。

(3) 上場時価総額

a 第4号に規定する「上場時価総額が20億円に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額(当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格(呼値に関する規則第12条から第14条までの規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段(呼値に関する規則第12条及び同第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。))がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下この(3)及び(4)において同じ。)に、その日の上場株式数(上場会社が株式分割、株式無償割当て(上場株券に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。)又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日(以

下「権利確定日」という。)の前日(休業日を除外する。権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の2日前(休業日を除外する。)の日)において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(3)及び(4)において同じ。)を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。)又は月末上場時価総額(毎月末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が20億円に満たない場合をいうものとする。

- b 第4号に規定する「9か月(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に当取引所に提出しない場合にあつては、3か月)以内に20億円以上とならないとき」とは、前aに該当した月の末日の翌日から起算して9か月目の日(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面を3か月目の日までに当取引所に提出しない場合にあつては、3か月目の日)までの期間内において、毎月の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が20億円以上とならないときをいうものとする。
- c 上場会社は、当取引所が第4号に係る該当性の判断に必要と認める場合には、審査対象となる各月における日々の上場株式数を記載した書面を翌月初に当取引所に提出しなければならない。

(4) 債務超過

- a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、連結貸借対照表(比較情報を除く。以下同じ。)に基づいて算定される純資産の額(連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下同じ。)が負である場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は貸借対照表(比較情報を除く。以下同じ。)に基づいて算定される純資産の額(財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の3第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下同じ。)が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第94条若しくは同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額)に相当する額(会計基準の差異による影響額(当取引所が必要と認めるものに限る。)を除外した額をいう。)が負である場合をいう。
- b 株券上場審査基準の取扱い2(5)d(監査意見に基づく修正)の規定は、第5号の場合に準用する。この場合において「利益の額」とあるのは、「純資産」と読み替える。
- c 第5号に規定する「当取引所が定める場合」とは、次の(a)又は(b)に定める場合をいう。
 - (a) 審査対象事業年度の末日以前3か月間の平均時価総額(当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格に、その日の上場株式数を乗じて得た額の平均に、当該上場会社が発行するその他のすべての株式(国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。)に係る時価総額の平均(当取引所が定めるところにより算定する。)を加えた額をいう。)が1,000億円以上である場合であつて、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第8条の2に定める期限までに同条に定める開示を行っているとき
 - (b) 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(平成25年法律第98号。以下「産

競法」という。)第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。)

d 前cの(b)に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度の末日から起算して3か月以内に、再建計画(前cの(b)に定める「債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハマまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハマまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 前cの(b)に規定する「1年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号a iに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(5) 指定替えの時期

a 株主数が第1号に該当した場合及び流通株式数が第2号に該当した場合には、原則として、猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日に指定替えを行う。ただし、(1) i 及び j に定める決議を行った銘柄のうち、当取引所が当該5か月目の月の初日に指定替えを行うことが適当でないと認めた銘柄については、当取引所がその都度定める日とする。

b 売買高が第3号に該当した場合には、その翌年の2月の初日に指定替えを行う。

c 上場時価総額が第4号に該当した場合には、当該該当した月の末日の翌月から起算して2か月目の月の初日に指定替えを行う。

d 純資産の額が第5号に該当した場合には、原則として、審査対象事業年度の末日の翌月から起算して5か月目の月の初日に指定替えを行う。

(平成5.2.28、5.4.1、5.8.10、6.7.1、6.10.1、7.3.1、7.6.7、8.1.1、8.4.1、9.1.1、9.6.1、9.8.1、10.12.1、11.2.1、11.8.10、11.9.1、12.3.1、12.11.30、13.4.1、13.10.1、14.4.1、14.12.10、15.1.14、15.4.1、15.5.8、16.10.1、17.2.1、17.6.20、17.11.7、18.5.1、19.3.15、19.9.30、20.4.1、21.1.5、21.11.9、21.11.16、22.1.4、22.6.30、23.10.31、24.4.1、24.10.1、26.3.31、27.4.1、27.5.1、28.4.1、30.3.31、31.7.16、令和2.11.1変更)

2 第4条(指定替え、上場市場の変更の特例)関係

(1) 第1項第2号に規定する当取引所が定める場合とは、次のa又はbに掲げる宣誓書の区分に従い、当該a又はbに掲げる規定に適合していた場合をいう。

a 有価証券上場規程第12条の2第3項の規定により提出した宣誓書

株券上場審査基準第7条の規定において準用する同基準第4条第1項（第2号の2及び第8号の2を除く。）及び第2項（第1号の規定において準用する同基準第4条第1項第2号の2を除く。）並びに上場株券の市場第一部銘柄指定基準第2条第3項及び同基準第3条第8号c

b 有価証券上場規程第13条第6項の規定により提出した宣誓書

上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条

(2) 第2項に規定する指定替え又は上場市場の変更の時期は、当取引所が上場内国株券又は上場外国株券の指定替え又は上場市場の変更を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日とする。

(令和2.2.7追加)

付 則

この改正規定は、昭和61年7月1日から施行し、同年3月末日以降に到来する決算期現在の資料に基づいて行う株式の分布状況の審査から適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の1(2)gからiまでの規定は、この改正規定施行の日以降に行う株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 3 この改正規定の施行前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及びこの改正規定の施行前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当（この改正規定施行の日以降に行うものに限る。）は、株式分割とみなして改正後の1(2)g及びiの規定を適用する。
- 4 平成3年3月中に猶予期間の最終日が到来する上場会社が、当該猶予期間経過後3か月以内に、1株を1.5株以上に分割する株式分割又は1単位の株式の数の10分の1若しくは2分の1への変更を決議した場合には、当該株式分割又は1単位の株式の数の変更を当該猶予期間経過後3か月以内に行うことを当該猶予期間内に決議したものとみなして改正後の1(2)iの規定を適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成5年2月28日から施行する。
- 2 改正後の1(2)aの規定は、この改正規定施行の日以後に改正前の同規定に定める猶予期間の最終日が到来する銘柄から適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定（改正後の1(2)fを除く。次項において同じ。）は平成3年4月1日以後に行われた株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 3 平成3年4月1日前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及び平成3年4月1日前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当は、株式分割とみなして改正後の規定を適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 改正後の1(2) i から k までの規定は、この改正規定施行の日以降に行う株式の分布状況の審査から適用する。

付 則

この改正規定は、平成7年3月1日から施行し、同日以後に行う株式の分布状況の審査から適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成7年6月7日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成3年4月1日以後に行われた株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 3 平成3年4月1日前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及び平成3年4月1日前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当は、株式分割とみなして改正後の規定を適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成9年8月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成3年4月1日以後に行われた株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 3 平成3年4月1日前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及び平成3年4月1日前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当は、株式分割とみなして改正後の規定を適用する。

付 則

この改正規定は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年法律第97号）の施行の日から施行する。

（注）「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年法律第97号）の施行の日」は、平成12年11月30日

付 則

この改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

（平成13.10.1変更）

付 則

- 1 この改正規定は、平成13年10月1日から施行し、改正後の1(2) i から l までの規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に審査対象決算期が到来する株主数の審査から適用する。ただし、平成3年4月1日以後施行日の前日までの間において1株を1.5株以上に分割する株式分割（同時に1単位の株式の数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に1株が1.5株以上に分割されたと認められるものに限る。）若しくは1単位の株式の数の2分の1以下への変更（上場前の株式分割又は1単位の株式の数の変更については、上場申請日の属する事業年度の末日以前10年間に行われたものに限る。）を行った又は行うことを決議した上場会社が発行者である株券については、施行日以後に開始する事業年度を審査対象決算期とする株主数の審査から適用するものとし、当該審査対象決算期前に到来する審査対象決算期の株主数に係

る審査については、これを行わないものとする。

- 改正後の1(1)並びに同(2) d 及び e の規定にかかわらず、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）附則第2条又は第24条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式については、なお従前の例により取り扱うものとする。

付 則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

- この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 1(2) a 中「決算期の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券の発行者の決算期に当たらないとき」とあるのは、当分の間、「上場銘柄の株券が指定保管振替機関が保管振替業において取り扱う株券である場合であって、決算期の変更により当該1か年目の日が当該株券の発行者の決算期に当たらないとき」と読み替えるものとする。

（平成14.6.17変更）

付 則

この改正規定は、平成14年6月17日から施行する。

付 則

- この改正規定は、平成14年12月10日から施行する。
- 改正後の1(4)及び(6) d の規定は、平成15年4月を審査対象とする時価総額の審査から適用するものとし、改正後の1(5)及び(6) e の規定は、施行日以後開始する連結会計年度又は事業年度を審査対象とする債務超過の審査から適用するものとする。

付 則

この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年5月8日から施行する。

付 則

- この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。
- 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）による改正前の商法の規定により株主名簿の閉鎖を行っている場合においては、当該株主名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成17年11月7日から施行し、同日以後に審査対象決算期を迎える銘柄に係る株主数の審査から適用する。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年3月15日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年11月9日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。

付 則

1 この改正規定は、平成22年1月4日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると当取引所が認める場合には、この改正規定は、平成22年1月4日以後の当取引所が定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成22年6月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成23年10月31日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成24年10月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成26年3月31日から施行する。

付 則

1 この改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 この改正規定施行の日前に開始した連結会計年度に係るものについては、「非支配株主持分」とあるのは「少数株主持分」とする。

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。
- 2 改正後の1(1)bの2、g及びkの規定は、この改正規定施行の日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行し、同月18日以後に権利確定日が到来する株式分割、株式無償割当て又は株式併合から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和2年2月7日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 改正後の1(4)cの規定は、施行日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

(変更)

[昭和61.7.1、63.6.1、平成2.12.1、3.4.1、5.2.28、5.4.1、5.8.10、6.7.1、6.10.1、7.3.1、7.6.7、8.1.1、8.4.1、9.1.1、9.6.1、9.8.1、10.12.1、11.2.1、11.8.10、11.9.1、12.3.1、12.11.30、13.4.1、13.10.1、14.4.1、14.6.17、14.12.10、15.1.14、15.4.1、15.5.8、16.10.1、17.2.1、17.6.20、17.11.7、18.5.1、19.3.15、19.9.30、20.4.1、21.1.5、21.11.9、21.11.16、22.1.4、22.6.30、23.10.31、24.4.1、24.10.1、26.3.31、27.4.1、27.5.1、28.4.1、30.3.31、31.7.16、令和2.2.7、2.11.1]